

令和5年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 開催日時
令和6年1月25日(木)
開会 午後 2時00分
閉会 午後 3時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 講堂1
- 3 出席委員
被保険者を代表する委員(5名)
三浦 雅子、杉本 千登世、堀江 賢治、石原 計男、岩橋 豊
保険医又は保険薬剤師を代表する委員(4名)
松尾 功、花井 雅志、山崎 雅弘、加藤 富士子
公益を代表する委員(5名)
富田 香織、長谷川 裕子、小幡 月子、若杉 浩二、平野 良子
14名
- 4 欠席委員
鈴木 達人
- 5 傍聴者数
4名
- 6 出席した事務局職員
健康福祉部長 臼井 武男、保険医療課長 森下 克俊、
保険医療課長補佐(国保庶務担当)兼国保庶務係長 森下 亜希子、
国保年金係長 中西 育美、国保庶務係主査 玉川 夏子、
国保庶務係主事補 青松 優衣
- 7 議題等
 - (1) 第3期データヘルス計画(素案)について
 - (2) 令和6年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について
 - (3) 国民健康保険税の税率等の改定について(諮問)
 - (4) 国民健康保険税の課税限度額の改定について(諮問)
 - (5) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について(諮問)
 - (6) その他

8 会議の要旨

<p>会長</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会を開催いたします。会議に入ります前に、鈴木達人委員から本会を欠席される旨の連絡がございましたことを御報告いたします。</p> <p>本日の出席委員数は14名でございます。本会規則第7条の規定による定足数、8名に達しておりますので、これより開会をいたします。</p> <p>なお、この会議は傍聴を認め、後日議事録を公表するといった会議の公開を行うものでございます。議事録作成のため、会議中の御発言はICレコーダーで録音させていただきますので、委員の皆様には御了承くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>議題に入ります前に、運営協議会規則第13条の規定により、2名の委員を議事録署名者として指名させていただきます。議事録署名者には、松尾功委員、堀江賢治委員このお二人にお願いしたいと存じます。なお、議事録については、後日事務局が作成し、署名をいただきますのでよろしく申し上げます。</p>
<p>保険医療課長 補佐兼国保庶務係長</p>	<p>保険医療課長補佐の森下です。</p> <p>本日は、今季最強寒波がピークを越えたとはいえ風の冷たい中、お集まりいただきありがとうございます。議題に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思っておりますので申し上げます。座って失礼いたします。事前にお送りした資料が、会議の次第と、右上に資料1とありますA4ホチキス止めの諮問書の写し、A4ホチキス止めで第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画と書かれた資料2という冊子、A3横の資料4、同じくA3横の資料5が事前にお送りしたものになります。また、本日、机上に置かせていただいたものがA4縦のⅦ「用語の説明」という両面刷りのもの、それからA4片面の資料3、A3横の資料3別紙、同じくA3横の資料4別紙、それからピンク色のA3両面刷りの「国民健康保険（国保）は」で始まるパンフレット、そして報酬の振込についてのお知らせとなります。不足するものがございましたら、お手を挙げください。よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、さっそくですが議題(1)「第3期データヘルス計画（素案）について」事務局から説明をお願いいたします。</p>

<p>国保庶務係主 査</p>	<p>玉川です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>第3期データヘルス計画につきましては、この運営協議会で皆様に御意見等をいただきまして、それらを参考に作成してまいりました。今回、皆様にお送りしました資料2のデータヘルス計画の冊子は、前回御覧いただいてから内容の変更はございません。多少誤字がございましたので、それらを修正しております。</p> <p>そして、皆様のお手元に追加資料で、Ⅶ「用語の説明」と書かれたA4の両面印刷されたものをお配りしております。データヘルス計画の中に出てきます用語の分かりづらいものを掲載しております。この用語の説明をデータヘルス計画の冊子の最後のページに追加をしまして完成としたいと考えております。</p> <p>長期間に渡り、皆様には何度も目を通していただきまして、御意見や御質問をいただきながら完成へとたどり着くことができました。たくさんの御協力をいただきまして本当にありがとうございました。</p> <p>もう一つ、前回の運営協議会で三浦委員より御質問をいただいておりますので、回答させていただきたいと思います。データヘルス計画の冊子の3ページを御覧ください。Ⅱ「健康・医療情報等の分析と課題」というページですが、上から3つ目の枠、「疾病分類別の医療費」というところの一行目になります、「1人当たり医療費は」と書かれていて「新生物・循環器系の疾患」で、その次に「精神および行動の障害」とありますが、1つ目として、この「行動の障害」とはどのような病気のことを指すのかということをお聞きしておりました。そして、2つ目に近年、発達障がいのお子さんが増えているので、そういった増加が医療費の増加に表れてきているのかどうか、という御質問をいただいております。</p> <p>まず、1つ目の御質問ですが、ここで言います「行動の障害」というのは、精神科領域でのこととして、たとえば、思いどおりにならないと大きな声を出したり、暴力をふるったりすることや高額なものを突発的に購入してしまったり、引きこもりといった行動も「行動の障害」に入ります。「行動の障害」というのは、ある病気によって引き起こされる行動のことを指しますので、この「行動の障害」という項目だけで特定の病気のことを指すというのではなく、「精神および行動の障害」という項目に、たとえば、うつ病や統合失調症、認知症などの病気が分類されているということになります。</p> <p>2つ目ですが、子どもの発達障がいの増加によって医療費も増</p>
---------------------	---

	<p>加してきているのかという御質問についてですが、15歳未満の子どもの病気につきましては、この項目には含まれず、また別の「小児科」という項目で分類されております。私たちが使用できます、国保データベースシステムというシステムの中では、それ以上の「小児科」の中の詳細な内訳のデータがなくて、子どもの発達障がいが増加が医療費にも表れてきているかどうかまでは分かりませんでした。せっかく御質問いただいたのに申し訳なかったのですが、御質問いただいたことで、さらに細かく見てみるとどんな傾向にあるのかですとか、違う切り口で見ると何が見えるのか実情をさらに正確に捉えることができると私自身の気づきにもなりました。今後もデータヘルス計画の実績報告につきましては、毎年の運営協議会の方でお伝えしていきたいと思っておりますが、今回作成した計画と併せまして少し踏み込んで、そのデータが表す意味を考えて、事業を実施していくことに努めたいと思っております。御質問いただきまして、三浦委員ありがとうございました。</p> <p>私からは以上となります。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局の説明につきまして、何か質疑等はございますでしょうか。</p> <p>なお今回は、事前に質問を提出いただくようお願いしておりましたが、事前に提出された質問はございませんでした。どうぞ何でも結構ですので、忌憚なく御意見等お聞かせいただければと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次の議題に参ります。</p> <p>議題(2)「令和6年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について」それから、議題(3)「国民健康保険税の税率等の改定について」、この2つは関連したものになりますので、事務局から一括して説明をお願いいたします。</p>
<p>保険医療課長 補佐兼国保庶務係長</p>	<p>はい。保険医療課課長補佐の森下です。よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、3つの事項につきまして、市長から諮問、この協議会について意見を求めさせていただきます。事務局の説明をもとに、疑問があれば御質問いただきまして、質疑応答の後に議長が賛否を求めますので、賛成・反対の意思表示をお願いすることとなりますのでお願いいたします。</p>

まずは、諮問事項の前に、報告事項としまして、議題(2)の「令和6年度の国民健康保険事業費納付金の本算定結果について」御説明させていただきます。本日お配りしましたA4の資料3を御覧ください。先週、1月19日に事業費納付金の本算定結果が示されました。1の「本算定結果」というのは、前回お知らせしました仮算定の結果と並べて本算定結果を載せさせていただいたものになります。資料3とともに資料3別紙として置かせていただいたA3のものが、愛知県内全体の市町村ごとの本算定結果になっておりますので、参考に御覧ください。

資料3にお戻りいただきまして、項目2に仮算定と本算定の主な変更点を挙げております。尾張旭市の納付金の総額は仮算定の段階では約22億936万円でしたが、本算定では22億988万円となりまして、約52万円増加いたしました。昨年度は、仮算定から本算定の差が約1200万円増額でしたが、今回は少額な増加にとどまりました。診療報酬の改定が、医療分はプラスとなったものの薬価、薬の価格でマイナスになったため、総額としては若干の減額になったため医療費の見込みが少なくなり、それに伴って、国の負担する公費が減少したため、結果として納付金は、県全体で6700万円程度、一人当たりにして55円増加した、という説明がございました。本市の増額は一人当たりにして39円、全体で52万円という微増で、22億円のうちの52万円なので、グラフを見ていただくと、ほぼ横ばいです。グラフの下に書かせていただいたとおり、「納付金の額が約52万円増加しましたが、額が軽微なため税率には転嫁せず、諮問どおりの税率とします。」と考えております。

ここでいったん、納付金の本算定についての説明につきましては、ここまでにさせていただいて、先に議題(2)の「国民健康保険税の税率等の改定について」御説明させていただきたいと思えます。事前にお送りしました、資料4を御覧ください。ここにありますとおり12月の運営協議会では、県による事業費納付金の仮算定結果に基づいた税率の試算について説明させていただきました。その際、上がり幅が非常に大きいことを説明させていただき、検討を進めるとお伝えしておりましたが、結果としまして、令和3年度から令和6年度までの税率改定の基本方針を定めておりましたが、国民健康保険事業基金の全額投入に加えて一般会計からの繰出金を増額することで「加入世帯数が最も多い所得層において、課税総額が5%以上の増額とならないよう配慮」し、下記のとおり税率改定を行うことといたします。下のグラフは2つ縦に

並んでおりますが、上が均等割・平等割の合計、下が所得割の推移でございます。それぞれ一番右端のR6（最終案）というところを御覧いただきたいですけれども、この一つ手前R6（前回案）と比べていただきますと、特に所得割の方を引き下げることができましたので、所得の低いかたもちろんですが、所得の高いかたにつきましても一定程度上がり幅を抑える形となりました。その結果としまして、右ページ、前回も御説明しました6パターンの所得のケース別試算ですが、右ページの一番端の列、上のタイトルのところで「R6最終案」と書いてある列の下の方ですね。所得が低い層から3つのケースが四角で囲ってありますが、所得が156万円の世帯のケースで、前年度からの上がり幅が4.99%となるまで税率を抑え、不足する財源は、残る基金を全額投入し、加えて一般会計から支援をいただくということになりました。税率は上げざるを得ませんが、その上がり幅につきましても、令和3年度からの計画どおり、5%以内となるように配慮をさせていただきます。

ここで、資料3にお戻りください。一番下の項目3、納付金、国保税の見込みといたしまして、「国の考えでは、財政補填のため一般会計からの繰り入れを行った場合、赤字団体とみなされ、次年度以降で赤字解消に向けた計画策定が求められます。基本方針に基づくものではございますが、今回、物価高騰の著しい時期でもあり、「加入世帯数が最も多い所得層において、課税総額が5%以上の増額とならないよう」にすることを市としては決定したのですが、国保の独立採算の原則を、一般会計からの支援をいただくということは、赤字の補てんを行っているという扱いになります。

前回御説明させていただいたように、5年度6年度と2年連続して納付金が著しく増加したというのは、想定を超えた激変でありました。愛知県全体はそれほど増額していませんが、尾張旭市は大きく増加しています。そのため、緊急避難的に一般会計からの支援が必要となった訳でございますが、これはやはり一時的なもので、ずっともらい続けるべきものではないと、国保財政を預かる担当課としては考えております。国や県からもそのように強く求められております。とは言え、いったん階段を抑えてしまったので、標準保険料率との乖離は広がってしまっています。基金は使い切ってしまうので、いきなり7年度から繰り入れを無くしてしまうと、それこそ15%とか20%という上昇になってしま

	<p>います。そのため、令和7年度以降においては、一般会計からの繰り入れの減少と、税率の引き上げのバランスを考えつつ、できるだけ早期に繰り入れを解消できるよう、計画的に運営をしていかなければならないと考えております。</p> <p>つきましては、事前にお送りした、資料1を御覧いただけますでしょうか。表紙を一枚おめくりいただいたところの、諮問事項1「国民健康保険税の税率等の改定について」にございますとおり、「国民健康保険事業の健全な運営を行うことを目的に、標準保険料率に近づくことを目指す。ただし、国民健康保険税の税率改正の基本方針に基づき、加入世帯数が最も多い所得層において課税総額が5%以上の増額とならないよう配慮し、令和6年4月1日からご覧のとおり税率とする。」というのが市としての最終案となりますので、ご意見を賜りたいと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>市からの諮問ですので、この協議会としては答申を出すのが役割でございます。それに当たり、みなさまから事務局の説明に対して、質問や御意見等はございませんか。</p> <p>前回、協議会としては、市の案に対し最大限の努力をしていただきたいと申し上げました。それに対し、市は一般会計からの繰り入れをするということで、基本方針に沿う形としてきたということです。それに対し、御意見はありませんか。</p>
<p>石原委員</p>	<p>前回欠席したので、詳しくは分からないのですが、この会議では以前から、一般会計からの繰り入れは行わない、行うと国や県からペナルティがある、と聞いていました。ペナルティとはなんなのでしょうか。</p> <p>また、赤字解消に向けた計画策定が求められるとのことですが、以前に繰り入れを行うと、翌年度以降にその分の税率を上乗せすると聞きました。これは一般会計からの繰り入れを行ったとしても、7年度以降は今以上に、5%以上税率が上がるということでしょうか。</p> <p>それから、一般会計からの繰り入れというのは、他の制度からの繰り入れなのか、国民健康保険の中で繰り入れられるものがあるのでしょうか。</p>

<p>保険医療課長 補佐兼国保庶務係長</p>	<p>ペナルティは何か、ということにつきましては、保険者努力支援制度という国からの補助金制度で、減点になります。その条件や配点は毎年変わるため、6年度の決算において赤字となった場合は、8年度の補助金から減点となるためどのような影響となるかは分かりません。ただ、先日の愛知県の説明では、令和4年度の決算で減点となった市町村が愛知県内で11あり、県内の1割を超えたために愛知県としてマイナス30点となったため、愛知県が国からもらえる補助金がおおよそ3.6億円の減額となり、それが愛知県内全体の納付金を引き上げる要因であると説明されました。納付金を払うのが厳しいため、一般会計から繰り入れを行うとさらに納付金が増えてしまうというダブルバインドになっている状況です。そのことについて、市町村の事情も理解してほしいと発言をさせていただいたのですが、厳格に税率を引き上げて赤字を解消している市町村もあるため、そういった市からは、他が赤字のために影響を受けるのは納得できないというような趣旨の発言もありました。</p> <p>また、一般会計からの繰り入れを行うと、後々上乘せしていかないといけないと申し上げてきておりましたが、そのとおりです。赤字解消計画というのは、税率を引き上げて繰り入れをなくしていく計画ですので、これまでのように5%のままというわけにはいかないと考えております。</p> <p>ちなみに、令和4年度の段階で愛知県内54市町村中25市町村、約半分が赤字解消計画を策定しています。また、先日1月16日時点で近隣の尾東ブロックで情報共有をした結果では、日進市・長久手市が令和4年度に瀬戸市が令和5年度に繰入金を解消しています。一方、春日井市・小牧市・豊明市・清須市・北名古屋市は計画どおりに進んでいないと回答しています。他市町村の状況を聞きますと、6～7%、8%程度の引上げを考えているところが多いようです。本市も、来年度に細かく計算をしてみないとはっきりとは言えませんが、7%程度の引上げは必要になってくるのではないかと考えております。</p> <p>また、一般会計からの繰り入れは、どういったものか、という御質問でしたが、これは市民税など国保以外の社会保険のかたが納めた税なども含めた、市の全体の収入からいただくものになります。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>わたしからの質問ですが、この繰入金の額はどのくらいになりそうですか。</p>

<p>保険医療課長 補佐兼国保庶 務係長</p>	<p>令和5年度の決算をして、繰越金の額が確定して、なお足りない分を支援いただくこととなります。約1億円以上になると考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>令和6年度までは基本方針を定め、それに沿う形で進めてきたのですが、7年度以降も基本方針のようなものを定めていくお考えでしょうか。</p>
<p>保険医療課長 補佐兼国保庶 務係長</p>	<p>基本方針ではなく、赤字解消計画を策定し、それに従っていく形を考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。 他の委員の皆様からは御意見、御質問はございますか。 はい、三浦委員。</p>
<p>三浦委員</p>	<p>今は何でも値上がりしているので、野菜など色々なものが値上がりしていると耳にするので、そういう時には少し買うのを控えようとしていますが、医療費も高騰しているのは耳にしていなくて、前回の説明でそうなのかと思い、医療費も節約しなくてはと思いました。今日配られた国保のパンフレットにも、医療費を大切にと書いてあります。本当に必要な人が必要なときに使える保険であるように、みなさんが意識を変えていくことが必要だと思いました。</p> <p>議題(1)のデータヘルス計画に戻ってしまうのですが、17ページにある質問票の回答で、運動習慣していないかたが案外多いなという印象がありました。行政が行う教室などでは、参加者に「無理をしないで」と優しく言っているのですが、あまり伝わっていないのではないかと思います。改善のために、もっと意識付けをしながら解消していくんだという気持ちを持っていかなければいけないのではないかと感じております。</p>
<p>保険医療課長 補佐兼国保庶 務係長</p>	<p>ありがとうございました。おっしゃられるとおおり、あらゆるところで医療費を大切に使用していただきたいとアピールしていきたいです。また、このデータヘルス計画を実行していく中でも、できるだけ健康的な生活をして、生活習慣病にならないよう、たくさんの方の医療費を使うことにならないよう、あらゆる努力をして伝えていきたいと思っております。</p> <p>ただ、一方で、日本の国民皆保険制度の中で、誰もが高度な医</p>

	<p>療に自由にアクセスすることができ、ある程度の負担で高度な医療が受けられるというのは、世界的にも珍しいことであって、それだから、国民健康保険税という形でコスト負担をお願いせざるを得ないということも、周知していきたいと思っております。</p>
会長	<p>他にはいかがでしょうか。 はい、岩橋委員お願いします。</p>
岩橋委員	<p>6年度は一般会計から借り入れるということですが、その返済はどうなるのですか。</p>
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	<p>繰り入れは、借り入れとは違い、返済をする必要はありません。</p>
岩橋委員	<p>では、7年度は、まだ赤字とはなっていませんよね。市としては、7年度も借り入れをする方向で行くのか、税を引き上げて赤字を無くすのか、どちらを考えているのですか。</p>
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	<p>市からお金をもらうことは無くしていきたい、しかし、一気に無くすと税の負担が大きくなるので、段階的に税を上げ、もらう額を少なくしていきたい。できれば数年間でもらわなくても済むところへ持っていけるような計画を6年度中に作りたいと考えています。</p>
岩橋委員	<p>繰り入れを続けていると、少しずつ上げてもペナルティで納付金が増えていくので、税率を上げるしかないということですね。</p>
保険医療課長	<p>国保の特別会計が赤字になっているため、市の一般会計から繰り入れを行うのですが、段階的に減らしていくというのが赤字解消計画です。</p> <p>理屈的には、県が示す標準保険料率に到達すれば、市からお金をもらわなくても、自立していけるはずですが。他の市町村では、標準保険料率に到達し、市からお金をもらわずにやっつけているところもあります。ただ、個々の事情もあり、今回本市では一般会計から支援するという決断をしました。</p>

岩橋委員	<p>借り入れをするにしても、上限を決めておくべきではないですか。青天井というわけにはいかないと思います。各年度単位で借り入れる金額が変わると、愛知県全体で他の市町村から見ても何をやっているんだと言われてしまうことになりかねないのではないのでしょうか。</p>
保険医療課長	<p>借り入れではなく、財政援助をいただくものになります。上限を定めるものではないのですが、再三申しあげておりますが、赤字解消計画というのは、繰り入れをなくしていくための計画です。理屈上、標準保険料率に到達すれば、繰り入れは必要なくなるので、それを目指していくものになります。</p>
岩橋委員	<p>一般会計ではなく、特別会計同士で相互に流用するということではできないのですか。</p>
保険医療課長	<p>今、尾張旭市には介護保険特別会計や後期高齢者特別会計などがありますが、そこで相互に流用ということはできません。あくまでも、一般会計からの繰り入れをもって支援をいただく形となります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。議論は尽きないところでありますが、「国民健康保険税の税率等の改定について」は、諮問事項であり、市長に答申することとなっております。協議会の答申として、諮問どおり認めることについて、賛成のかたは挙手をお願いいたします。</p> <p>【挙手確認】</p> <p>ありがとうございます。挙手多数でありますので、諮問のとおり認めることといたします。</p> <p>昨年度は、最終的に「諮問内容を適当と認める」が、「国・県に対して、加入者の多くを占める低所得層の国保税の負担が大きくなり過ぎず、国民健康保険制度を持続的かつ安定的に運営することができるよう、構造的な問題の解決に必要な財源措置を講じることを引き続き要望してください。」という意見を加え答申といたしました。</p> <p>今回は、付帯すべき意見はございますか。</p>

石原委員	賛成はしましたが、積極的な賛成ではなくやむを得ず賛成でございます。今後、国保税が大幅に上がっていくことですので、広報あさひ等で一般市民に対し、分かりやすく丁寧な説明が必要だと思います。いきなり上がるということではなく、やむを得ず上がるんだということをしっかりと周知していただきたい。
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	ありがとうございます。現在、尾張旭市では、市の国保に加入していただいているかたが市民全体の17%程度ですので、広報というよりも、加入者にお送りする当初の納税通知や保険証に説明を入れる形で周知をはかりたいと思いますがいかがでしょうか。
石原委員	それでもけっこうです。大幅に上がると伝えてください。心の準備が必要ですから。
会長	ありがとうございます。それでは、周知をしていただくということですが、付帯意見ではない、ということでもよろしかったでしょうか。
石原委員	はい。そのとおりです。
会長	分かりました。 それでは次の議題に入ります。議題(4)「国民健康保険税の課税限度額の改定について」と議題(5)「低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について」も、一括して事務局から説明をお願いします。
国保年金係長	国保年金係長の中西と申します。よろしくお願いいいたします。 議題(4)と(5)の、諮問事項についてお話をさせていただきます。 資料5でございます。昨年12月22日に閣議決定されました令和6年度税制改正の大綱に国民健康保険税関係の見直し案が盛り込まれており、本年4月1日から施行される予定となっておりますので、本市もこれに沿う形で所要の改正をしようとするものでございます。 諮問事項2「国民健康保険税の課税限度額の改定について」御説明させていただきます。こちらの内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることについて、皆様にお諮りするものでございます。本日ご用意させていただきましたピンク色のリーフレットを御覧ください。こちらのリーフレットですけ

	<p>れども、今年度の国民健康保険の御案内に使用しているものがございます。こちらの1ページ目の真ん中あたりに、「国民健康保険税について」という表がございます。国民健康保険税は、内訳を医療保険のための分、後期高齢者支援金分、介護保険分とで構成されておりますが、このうち、後期高齢者支援金分の一番右にあります、課税限度額を2万円引き上げ、24万円とするというものです。こちらが諮問事項の2になります。</p> <p>次に、諮問事項3「低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について」です。こちらは、低所得者の方々に対する国民健康保険税の軽減措置として、軽減判定をする際の基準所得を改定し、軽減を受けられる幅を広げることについてでございます。ピンク色のリーフレットを開いていただきまして、右側の3ページの上の方に低所得世帯への軽減割合が載った表がございます。このうち、軽減の対象となる基準所得の算定式を5割軽減については5千円引き上げ、29万円から29万5千円にする。2割軽減については1万円引き上げて、53万5千円から54万5千円にする、というものでございます。</p> <p>資料5に戻っていただきまして、こちらが制度改正の概要を図にしたものです。縦軸が国民健康保険税の額、横軸が国民健康保険税算定の元となる所得でございます。図の中央斜めに伸びる線が保険税額の推移となっております。今回の改定は、限度額を引き上げることで、所得の高い層の一部のかたに保険税の負担を求めさせていただき、また、軽減を拡充することで、所得の低い層の一部の保険税の負担を軽くしようとするものです。改定による影響は、資料5の右側の表のとおりとなっております。</p> <p>簡単ですが、事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。事務局の説明に対して、意見等はありませんか。</p> <p>特にないようですので、これらの議案につきましても、協議会の賛否をお聞きしたいと思います。まず、諮問事項の2「国民健康保険税の課税限度額の改定について」、諮問どおり認めることについて、賛成のかたは挙手をお願いいたします。</p> <p>【挙手確認】</p> <p>ありがとうございます。挙手全員であります。</p> <p>続きまして、諮問事項の3「低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について」、諮問どおり認めることについて、賛成のかた</p>

	<p>は挙手をお願いいたします。</p> <p>【挙手確認】</p> <p>ありがとうございます。挙手全員であります。</p> <p>この2つの議案につきましても、諮問のとおり認めることといたします。</p> <p>市長への答申書につきましては、全ての諮問事項において「諮問内容を適当と認める」という形で作成し、私から市長に提出したいと思います。</p> <p>それでは、次の議事に入ります。</p> <p>議題(6)「その他」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>保険医療課長</p>	<p>事務局です。よろしくお願いいたします。</p> <p>改めまして、保険医療課長の森下と申します。まず、本日は原案通り答申をいただきまして、誠にありがとうございました。前回12月の会議で申し上げました、国保税の大幅な引き上げに対する対策について、ただいまの説明のとおり国保の持つ基金を全額投入した上で、一般会計からの繰り入れを充てることで引き上げを緩和することといたしました。しかしながら、今回の一般会計からの繰り入れに伴いまして、今後本市は国保財政上の赤字団体とみなされまして、赤字解消に向けた財政運営が求められることとなります。ただ、翌年度以降、直ちに繰り入れをなくすというものではございません。ただ、現在の国保制度に沿って赤字解消計画を定めまして、徐々に繰り入れの額を減少させていく必要がございます。今後、赤字解消への道筋につきましては、説明を行いまして、皆様に御理解をいただけるよう進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>かわりまして、今年度、様々な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。今年度の会議につきましては、今回が最後となります。</p> <p>次回は来年度となりますが、また10月頃に第1回を開催させていただく予定でございます。しばらく期間が空きますが、引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>

会長	<p>今、事務局の方からコメントがございましたけれども、何か確認しておきたいことなど、よろしいですか。本日の議題は以上になりますが、ここまでにということに限らず、委員の皆様で何か御意見、御質問等がある方はいらっしゃいませんか。</p> <p>本日の日程は、以上で全て終了しました。長時間にわたり御協議をいただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、令和5年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会を終了します。</p>
----	---

午後3時00分閉会